

○ 金融機関の合併及び転換の手続等に関する内閣府令（昭和四十三年大蔵省令第二十七号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第一条 「略」</p> <p>2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一〇十一 略」</p> <p>十二 最終事業年度 次のイからニまでに掲げる金融機関の種類に 応じ、当該イからニまでに定めるものをいう。</p> <p>「イ〇ハ 略」</p> <p>ニ 信用協同組合 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号。以下「協同組合金融事業法」という。） 第五条の七第一項に規定する各事業年度に係る計算書類を作成した場合における当該各事業年度のうち最も遅いもの</p> <p>十三 計算書類 次のイからニまでに掲げる金融機関の種類に 応じ、当該イからニまでに定めるものをいう。</p> <p>「イ〇ハ 略」</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>「一〇十一 同上」</p> <p>十二 「同上」</p> <p>「イ〇ハ 同上」</p> <p>ニ 信用協同組合 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号） 第五条の七第一項に規定する各事業年度に係る計算書類を作成した場合における当該各事業年度のうち最も遅いもの</p> <p>十三 「同上」</p> <p>「イ〇ハ 同上」</p>

ニ 信用協同組合 協同組合金融事業法第五条の七第一項に規定する計算書類

十四 計算書類等 次のイからニまでに掲げる金融機関の種類に応じ、当該イからニまでに定めるものをいう。

「イ〜ハ 略」

ニ 信用協同組合 各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びに監事の監査の報告（協同組合金融事業法第五条の八第三項の規定の適用がある場合にあつては、会計監査人の監査の報告を含む。）

「十五〜十七 略」

（合併認可申請書の添付書類）

第二十二条 金融機関の合併及び転換に関する法律施行令（昭和四十三年政令第四百十三号。以下「令」という。）第二条に規定する内閣府令で定める書類は、合併の場合にあつては、次に掲げる書類とする。

「一〜五 略」

五の二 法第二十六条第二項、法第三十一条において準用する法第二十六条第二項（第二号口を除く。）、法第三十八条第二項又は法第四十三条において準用する法第三十八条第二項（第二号口を除く。）の規定による公告及び催告（法第二十六条第三項（法第三十一条において準用する場合を含む。）又は第三十八条第三項（法第四十三条において準用する場合を含む。）の

ニ 信用協同組合 協同組合による金融事業に関する法律第五条の七第一項に規定する計算書類

十四 「同上」

「イ〜ハ 同上」

ニ 信用協同組合 各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びに監事の監査の報告（協同組合による金融事業に関する法律第五条の八第三項の規定の適用がある場合にあつては、会計監査人の監査の報告を含む。）

「十五〜十七 同上」

（合併認可申請書の添付書類）

第二十二条 「同上」

「一〜五 同上」

五の二 法第二十六条第二項、第三十一条において準用する法第二十六条第二項（第二号口を除く。）、第三十八条第二項又は法第四十三条において準用する法第三十八条第二項（第二号口を除く。）の規定による公告及び催告（法第二十六条第三項（法第三十一条において準用する場合を含む。）及び第三十八条第三項（法第四十三条において準用する場合を含む。）の規定

規定により公告を官報のほか銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十七条各号、信用金庫法第八十七条の四第一項各号、労働金庫法第九十一条の四第一項各号又は中小企業等協同組合法第三十三条第四項第二号若しくは第三号に掲げる公告方法によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

〔六〇十六 略〕

十七 消滅金融機関を所属銀行等（銀行法第二条第十六項に規定する所属銀行、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第十六条の五第三項に規定する所属長期信用銀行、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する所属信用金庫、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する所属労働金庫又は協同組合金融事業法第六条の三第三項に規定する所属信用協同組合をいう。以下同じ。）とする銀行代理業者等（銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者又は協同組合金融事業法第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者をいう。

により公告を官報のほか銀行法第五十七条各号、信用金庫法第八十七条の四第一項各号、労働金庫法第九十一条の四第一項各号又は中小企業等協同組合法第三十三条第四項第二号若しくは第三号に掲げる公告方法によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

〔六〇十六 同上〕

〔号を加える。〕

以下同じ。)があるときは、その商号、名称又は氏名及び当該銀行代理業者等が吸収合併存続金融機関又は新設合併設立金融機関を所属銀行等とする銀行代理業者等となるかどうかの別を記載した書面

十八 消滅金融機関を所属銀行等とする銀行代理業者等があるときは、当該消滅金融機関が、当該合併に際し、当該銀行代理業者等が営み、又は行う銀行代理業等（銀行法第二条第十四項に規定する銀行代理業、長期信用銀行法第十六条の五第二項に規定する長期信用銀行代理業、信用金庫法第八十五条の二第二項に規定する信用金庫代理業、労働金庫法第八十九条の三第二項に規定する労働金庫代理業又は協同組合金融事業法第六条の三第二項に規定する信用協同組合代理業をいう。次条第十四号において同じ。）に係る業務に関し、健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じていることを記載した書面

十九 消滅金融機関との間で信用金庫電子決済等代行業等（信用金庫法第八十五条の四第二項に規定する信用金庫電子決済等代行業、労働金庫法第八十九条の五第二項に規定する労働金庫電子決済等代行業又は協同組合金融事業法第六条の五の二第二項に規定する信用協同組合電子決済等代行業をいう。以下この号及び次条第十五号において同じ。）に係る契約を締結している者があるときは、その商号、名称又は氏名及び吸収合併存続金融機関又は新設合併設立金融機関との間で信用金庫電子決済等代行業等に係る契約を締結するかどうかの別を記載した書面

「号を加える。」

「号を加える。」

二十 「略」

(転換認可申請書の添付書類)

第二十三条 令第二条に規定する内閣府令で定める書類は、転換の場合にあつては、次に掲げる書類とする。

「一〇九 略」

十 法第六条第五項において準用する同条第一項の規定による業務の継続の期限を記載した書面

十一 法第六条第五項において準用する同条第二項の規定による信託業務を終了したことを証する書面

十二 「略」

十三 転換前の金融機関を所属銀行等とする銀行代理業者等があるときは、その商号、名称又は氏名及び当該銀行代理業者等が転換後金融機関を所属銀行等とする銀行代理業者等となるかどうかの別を記載した書面

十四 転換前の金融機関を所属銀行等とする銀行代理業者等があるときは、当該転換前の金融機関が、当該転換に際し、当該銀行代理業者等が営み、又は行う銀行代理業等に係る業務に関し、健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じていることを記載した書面

十五 転換前の金融機関との間で信用金庫電子決済等代行業等に係る契約を締結している者があるときは、その商号、名称又は氏名及び転換後金融機関との間で信用金庫電子決済等代行業等

十七 「同上」

(転換認可申請書の添付書類)

第二十三条 「同上」

「一〇九 同上」

十 法第六条第四項において準用する同条第一項の規定による業務の継続の期限を記載した書面

十一 法第六条第四項において準用する同条第二項の規定による信託業務を終了したことを証する書面

十二 「同上」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

に係る契約を締結するかどうかの別を記載した書面

十六 「略」

(業務の継続の特例に係る承認申請書の添付書類)

第二十四条 令第三条第一項第四号(同条第三項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める書類は、合併又は転換時における法第六条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する業務に係る取引の状況について知ることができる書面その他金融庁長官(吸収合併存続金融機関若しくは新設合併設立金融機関又は転換後金融機関が労働金庫である場合にあつては、金融庁長官及び厚生労働大臣。次項及び第三十条第一項において同じ。)が必要と認める事項を記載した書面とする。

2 令第三条第二項第三号(同条第三項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める書類は、法第六条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による同条第三項に規定する計画の変更の承認の申請時における同項に規定する業務に係る取引の状況について知ることができる書面その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面とする。

(標準処理期間)

第三十条 金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長は、法、令又はこの府令の規定による認可又は承認に関する申請(予備審査に

十三 「同上」

(業務の継続の承認申請書の添付書類)

第二十四条 令第三条第一項第四号(同条第二項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める書類は、合併又は転換時における法第六条第三項に規定する業務に係る取引の状況について知ることができる書面その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面とする。

「項を加える。」

(標準処理期間)

第三十条 金融庁長官(法第五条第七項及び第六十八条第四項に規定する場合にあつては、金融庁長官及び厚生労働大臣)、財務局

係るものを除く。)がその事務所に到達してから一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。ただし、前条第一項に規定する官庁を経由する場合にあつては、当該官庁に到達してから二月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

2

〔略〕

長又は福岡財務支局長は、法、令又はこの府令の規定による認可又は承認に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到達してから一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。ただし、前条第一項に規定する官庁を経由する場合にあつては、当該官庁に到達してから二月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

2

〔同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。